

社会福祉法人 みんなでいきる

介護老人保健施設 サンクス米山

【通所リハビリテーション利用契約書】

【介護予防通所リハビリテーション利用契約書】

この利用契約書は、_____様と社会福祉法人 みんなでいきる 介護老人保健施設 サンクス米山との間に通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）サービスを実施するための取り決めを行うために作成します。

（契約の目的）

第1条 介護老人保健施設サンクス米山（以下「当事業所」という）は、要介護状態（介護予防通所リハビリテーションにあつては要支援状態）と認定された利用者（以下単に「利用者」という）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者が可能な限り自宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、一定の期間、通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）を提供し、一方、利用者及び利用者の身元引受人は、当事業所に対し、そのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めることを、本契約の目的とします。

（適用期間）

第2条 本契約は、利用者が介護老人保健施設通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）利用契約書を当事業所に提出したのち、令和 年 月 日以降から効力を有します。但し、利用者の身元引受人に変更があつた場合は、新たな身元引受人の同意を得ることとします。

2 利用者は、第4条又は第5条による解除がない限り、初回利用時の同意書提出をもって、繰り返し当事業所の通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）を利用することができるものとします。但し、本契約、〈別紙〉重要事項説明書（本項において「本契約等」といいます）の改定が行われた場合は新たな本契約等に基づく契約書を提出していただきます。

（身元引受人）

第3条 利用者は、次の各号の要件を満たす身元引受人を立てます。但し、利用者が身元引受人を立てることができない相当の理由がある場合を除きます。

- ① 行為能力者（民法第20条第1項に定める行為能力者をいいます。以下同じ）であること
- ② 弁済をする資力を有すること

- 2 身元引受人は、利用者が本約款上当事業所に対して負担する一切の債務を極度額10万円の範囲内で、利用者と連帯して支払う責任を負います。
- 3 身元引受人は、前項の責任のほか、次の各号の責任を負います。
 - ① 利用者が疾病等により医療機関に入院する場合、入院手続きが円滑に進行するように協力すること
 - ② 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）利用が解除若しくは終了した場合の残置物の引取り等の処置、又は利用者が死亡した場合の遺体の引取りをすること
但し、遺体の引取りについて、身元引受人と別に祭祀主宰者がいる場合、当事業所は祭祀主宰者に引き取っていただくことができます。
- 4 身元引受人が第1項各号の要件を満たさない場合、又は当事業所、当事業所の職員若しくは他の入所者等に対して、窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷その他の背信行為又は反社会的行為を行った場合、当事業所は、利用者及び身元引受人に対し、相当期間内にその身元引受人に代わる新たな身元引受人を立てることを求めることができます。但し、第1項但し書きの場合はこの限りではありません。
- 5 身元引受人から請求があったときは、当事業所は身元引受人に対し、当事業所に対する利用料金の未払い、これに対する利息及び賠償すべき損害の有無並びにこれらの残額及び支払期が到来しているものの額に関する情報を提供します。

（利用者からの解除）

- 第4条 利用者は、当事業所に対し、〈別紙〉契約解除申請書を用い7日間の予告期間を置いて利用中止の意思表示をすることにより、利用者の居宅サービス（介護予防サービス）計画にかかわらず、本契約に基づく通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）利用を解除することができます。なお、この場合利用者及び身元引受人は、速やかに当事業所及び利用者の居宅サービス（介護予防サービス）計画作成者に連絡するものとします（本条第2項の場合も同様とします）。
- 2 身元引受人も前項と同様に通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）利用を解除することができます。但し、利用者の利益に反する場合は、この限りではありません。
 - 3 利用者又は身元引受人が正当な理由なく、通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）実施時間中に利用中止を申し出た場合については、原則、基本料金及びその他ご利用いただいた費用を当事業所にお支払いいただきます。

（当事業所からの解除）

- 第5条 当事業所は、利用者及び身元引受人に対し、次に掲げる場合には、本契約に基づく通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）サービスの利用を解除することができます。
- ① 利用者が要介護認定において自立と認定された場合
 - ② 利用者の居宅サービス（介護予防サービス）計画で定められた利用時間数を超える場合
 - ③ 利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、当事業所での適切な通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）サービスの提供を超えると判断された場合
 - ④ 利用者及び身元引受人が、本契約に定める利用料金を3か月分以上滞納し、その支払

- いを督促したにもかかわらず14日間以内に支払われない場合
- ⑤ 利用者が、当事業所、当事業所の職員又は他の利用者等に対して、窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷その他の利用継続が困難となる程度の背信行為又は反社会的行為を行った場合
 - ⑥ 第3条第4項の規定に基づき、当事業所が新たな身元引受人を立てることを求めたにもかかわらず、新たな身元引受人を立てない場合
但し、利用者が新たな身元引受人を立てることができない相当の理由がある場合を除きます。
 - ⑦ 天災、災害、施設・設備の故障その他やむを得ない理由により、当事業所を利用させることができない場合
- 2 当事業所は契約を解除する場合には、あらかじめその理由を利用者又は身元引受人に示し、十分な説明を行います。
- 又、必要に応じて居宅介護支援事業所（地域包括支援センター〔介護予防支援事業所〕）、又はその他の保健機関、医療機関、若しくは福祉サービス機関と連携し、利用者の生命・健康に支障のないよう円滑な援助を行います。

（利用料金）

- 第6条 利用者及び身元引受人は、連帯して当事業所に対し、本契約に基づく通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）サービスの対価として、〈別紙〉の利用単位ごとの料金をもとに計算された月ごとの合計額及び利用者が個別に利用したサービスの提供に伴い必要となる額の合計額を支払う義務があります。但し、当事業所は、利用者の経済状態等に変動があった場合、上記利用料金を変更することがあります。
- 2 当事業所は、利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する者に対し、当月料金の合計額の請求書及び明細書を翌月15日までに送付通知します。利用者又は身元引受人は、連帯して、当事業所に対し、当該合計額を支払うものとします。支払い方法は、〈別紙〉のとおりとします。
 - 3 当事業所は、利用者又は身元引受人から、1項に定める利用料金の支払いを受けたときは、利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人の指定する者に対して、領収書を所定の方法により交付します。

（記録）

- 第7条 当事業所は、利用者の通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）サービスの提供に関する記録を作成し、その記録をその完結日から5年間は適正に保管します。
- 2 当事業所は、利用者が前項の記録の閲覧、謄写を求めたときは、原則として、これに応じます。
 - 3 当事業所は、身元引受人が第1項の記録の閲覧、謄写を求めたときは、閲覧、謄写を必要とする事情を確認して当事業所が必要と認める場合に限り、これに応じます。但し、利用者が身元引受人に対する閲覧、謄写に反対する意思を表示した場合その他利用者の利益に反するおそれがあると当事業所が認める場合は、閲覧、謄写に応じないことができます。
 - 4 前項は、当事業所が身元引受人に対して連帯保証債務の履行を請求するため必要な場合は適用されません。

- 5 当事業所は、利用者及び身元引受人以外の親族が第1項の記録の閲覧、謄写を求めたときは、利用者の承諾がある場合に限り、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。但し、利用者の利益に反するおそれがあると当事業所が認める場合は、閲覧、謄写に応じないことができます。

(身体の拘束等)

- 第8条 当事業所は、利用者本人又は利用者の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、利用者に対して身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。
- 2 当事業所が利用者に対して身体拘束その他利用者の行動を制限する場合は、利用者に対して事前に理由、手段や内容及び期間について十分に説明します。
- 又、この場合当事業所は、身元引受人に対してもあらかじめ行動を制限する理由、手段や内容及び期間について十分に説明します。事前の説明が間に合わなかった場合であっても、事後直ちに説明を行います。
- 上記については、「身体拘束同意書」に記載して頂きます。
- 3 当事業所は、利用者に対して身体拘束その他利用者の行動を制限する場合は、施設長の意見を聞き、恣意的な判断を避けるよう努力します。
- 4 当事業所は、利用者に対して身体拘束その他利用者の行動を制限する場合は、その措置を採るに至った経過、当事業所内における検討の過程及び結果、施設長の意見、利用者及び身元引受人に対する説明の概要などについて記録し、その記録をその完結日から5年間は保管します。
- 5 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行った利用者については、早急に施設サービス計画を見直し、以降同様の措置を講じないよう努めます。

(秘密の保持及び個人情報の保護)

- 第9条 当事業所とその職員は、当法人の個人情報保護方針に基づき、業務上知り得た利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人の親族に関する個人情報の利用目的を〈別紙〉のとおり定め、適切に取り扱います。また正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、例外として次の各号については、法令上、介護関係事業者が行うべき義務として明記されていることから、情報提供を行なうこととします。
- ① サービス提供困難時の事業者間の連絡、紹介等
 - ② 居宅介護支援事業所（地域包括支援センター〔介護予防支援事業所〕）等との連携
 - ③ 利用者が偽りその他不正な行為によって保険給付を受けている場合等の市町村への通知
 - ④ 利用者に病状の急変が生じた場合等の主治の医師への連絡等
 - ⑤ 生命・身体の保護のため必要な場合（災害時において安否確認情報を行政に提供する場合等）
- 2 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取扱いとします。

(緊急時の対応)

- 第10条 当事業所は、利用者に対し、施設長の医学的判断により対診が必要と認める場合、協力医療機関又は協力歯科医療機関での診療を依頼することがあります。
- 2 当事業所は、利用者に対し、当事業所における通所リハビリテーション（介護予防通所

リハビリテーション)での対応が困難な状態、又は、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、他の専門的機関を紹介します。

- 3 前2項のほか、利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、当事業所は、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する者に対し、緊急に連絡します。

(事故発生時の対応)

第11条 サービス提供等により事故が発生した場合、当事業所は、利用者に対し必要な措置を講じます。

- 2 施設長の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼します。
- 3 前2項のほか、当事業所は身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する者及び保険者の指定する行政機関に対して速やかに連絡します。
- 4 身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する者に説明を行う場合は、状況や経過説明を明確にし、必要に応じ現場確認や施設長より医学的説明及び記録等の開示を行います。

(要望又は苦情等の申出)

第12条 利用者、身元引受人又は利用者の親族は、当事業所の提供する通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)サービスに対しての要望又は苦情等について、(別紙)サービス相談窓口に出すことができ、又は備付けの用紙、管理者宛ての文書で所定の場所に設置する「ご意見箱」に投函して申し出ることができます。

要望又は苦情等があった場合は迅速かつ誠実に対応します。

- 2 利用者、身元引受人又は利用者の親族は何時いかなる時においても苦情の申立てを行うことができ、又苦情の申立てを行うことにより、当事業所は一切不利益な取扱いをしません。
- 3 苦情解決責任者は当事業所の施設長とします。

(賠償責任)

第13条 当事業所は、通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)サービスの実施に当たり、利用者の生命・身体・財産等に損害を与えた場合、その損害を賠償します。ただし、その損害について事業者の責任を問えない場合については、この限りではありません。

- 2 当事業所は、利用者の生命・身体・財産等に損害を与えた場合は、その責任の所在にかかわらず、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する者に対し直ちに連絡します。また遅滞なく必要な処置を講じます。
- 3 利用者の責に帰すべき事由によって事業者が損害を被った場合、利用者及び身元引受人は、連帯して、当事業所に対し、その損害を賠償するものとします。

(利用契約に定めのない事項)

第14条 この契約に定められていない事項は、介護保険法令その他諸法令に定めるところにより、利用者又は身元引受人と当事業所が誠意をもって協議して定めることとします。

【〈別紙〉重要事項説明書】

介護老人保健施設サンクス米山 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）のご案内

1. 施設の概要

(1) 施設の名称等

・事業所名	介護老人保健施設 サンクス米山 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）
・開設年月日	平成15年 9月12日
・所在地	上越市柿崎区上下浜219番地5
・TEL番号	025-536-6622
・FAX番号	025-536-6625
・管理者名	竹山 茂
・介護保険指定番号	介護老人保健施設（1550380040号）

(2) 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）の事業目的と運営方針

通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）については、要介護者（介護予防通所リハビリテーションにあつては要支援者）の家庭等での生活を継続させるために立案された居宅サービス（介護予防サービス）計画に基づき、当事業所を一定期間ご利用いただき、看護、医学管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上のお世話をを行い、利用者の療養生活の質の向上および利用者のご家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るため提供されます。このサービスを提供するにあたっては、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって、通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画が作成されますが、その際、利用者等の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意をいただくようになります。

[介護老人保健施設サンクス米山 通所リハビリテーション

(介護予防通所リハビリテーション)の運営方針]

- 1 当事業所では、通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画に基づいて、理学療法、作業療法及びその他必要なりハビリテーションを行い、利用者が1日でも長く居宅での生活を維持できるよう在宅ケアの支援に努めます。
- 2 当事業所では、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。
- 3 当事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとします。
- 4 当事業所では、介護老人保健施設が地域の中核施設となるべく、居宅介護支援事業者、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市町村と綿密な連携を図り、利用者が地域において総合的サービス提供を受けることができるよう努めます。
- 5 当事業所では、明るく家庭的な雰囲気を重視し、利用者の視点を忘れることなく思いやりに満ちたサービス提供に努めます。
- 6 サービス提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努めます。
- 7 利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、当事業所が得た利用者の個人情報については、当事業所での介護サービスの提供にかかる

以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者又はその身元保証人の了解を得ることとします。

- 8 通所リハビリテーションの提供にあたっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとします。

(3) 当事業所の職員体制（通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション）

	常勤・非常勤	職務の内容
・医師（管理者兼務）	1. 0以上	心身の状況に応じて日常的な医学的対応
・看護職員	0. 1以上	医師の指示に基づく看護・医療行為
・介護職員	4. 0以上	通所リハビリテーション計画に基づく介護
・リハビリ職員	1. 0以上	リハビリテーションプログラムを作成するとともに、機能訓練の実施に際しての指導

(4) 通所定員 30名

(5) 営業日及び営業時間

通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）の営業日及び営業時間は以下のとおりとします。

- ・営業日の10時から16時までを営業時間とします。
- ・土日及び年末年始を除く、毎週月曜日から金曜日までの5日間を営業日とします。
(12/30～1/3休み)

利用日程： 週 回（月、火、水、木、金） 特記（ ）

(6) 通常の事業の実施地域を以下のとおりとします。

- ・上越市〔柿崎区、吉川区、大潟区、頸城区〕
- ・柏崎市〔大清水・米山町・上輪・上輪新田・笠島〕

2. サービス内容

- ① 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）は、医師・理学療法士・作業療法士等によって作成される通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画に基づいて、理学療法・作業療法及びその他必要なリハビリテーションを行います。
- ② 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画に基づき入浴介助を実施します。
- ③ 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画に基づき食事を提供します。
- ④ 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画に基づき居宅及び当事業所間の送迎を実施します。
- ⑤ 食事（食事は食堂でおとりいただきます）
 - ・昼食 12時00分～
- ⑥ 入浴（一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応します。但し、利用者の身体の状態に応じて非入浴となる場合があります）
- ⑦ 医学的管理・看護
- ⑧ 介護

- ⑨ リハビリテーション
- ⑩ 栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理

3. 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関や歯科診療所に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

- ・ 協力医療機関
 - ・ 名 称 新潟県立柿崎病院
 - ・ 住 所 上越市柿崎区6412-1 TEL: 025-536-3131
- ・ 協力歯科医療機関
 - ・ 名 称 星野歯科医院
 - ・ 住 所 上越市柿崎区上下浜496 TEL: 025-536-3116

◇緊急時の連絡先

なお、緊急の場合には、別紙のとおり、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する者に対し連絡します。

4. 事業所利用に当たっての留意事項

当事業所の利用に当たっての留意事項は以下の通りです。

- ・ 面会は、13時～16時です。
- ・ 飲酒・喫煙は、特別に指定した日以外は、禁酒・禁煙とします。
- ・ 火気の取扱は、禁止します。
- ・ 設備・備品の利用は、職員の指示に従ってください。
- ・ 所持品・備品等の持込みは、日常必要物品以外禁止とします。
- ・ 金銭・貴重品の持込みは、原則禁止とする。ただし、やむを得ない事由により持込んだ場合の管理は利用者及びその家族とします。
- ・ ペットの持込みは、禁止します。
- ・ 利用者の「営利行為、宗教活動、特定の政治活動」は、禁止します。
- ・ 他利用者への迷惑行為は禁止します。
- ・ その他管理上必要な指示に従わない場合は厳重注意をする事があります。

5. 非常災害対策

消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また、消防法第8条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行います。

- ・ 防火管理者には、事業所所有資格者である者を充てます。
- ・ 火元責任者には、事業所従業員を充てます。
- ・ 非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼する。点検の際は、防火管理者が立会います。
- ・ 非常災害設備は、常に有効に保持するよう努めます。
- ・ 火災発生や地震が発生した場合は被害を最小限に留めるため、職員が任務の遂行に当たります。
- ・ 防火管理者は、当事業所職員に対して防火教育、消防訓練を実施します。
- ・ 防火教育及び基本訓練（消火・通報・避難）・・・年2回以上
- ・ 利用者を含めた総合避難訓練・・・年1回以上
- ・ 非常災害用設備の使用方法的徹底・・・随時
- ・ その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとります。

6. 事故発生の防止及び発生時の対応

当事業所は、安全かつ適切に、質の高い介護・医療サービスを提供するために、事故発生の防止のための指針を定め、介護・医療事故を防止するための体制を整備します。

又、サービス提供等に事故が発生した場合、当事業所は、利用者に対して必要な措置を行います。

7. 要望及び苦情等の相談

通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）サービス等に関する相談、要望、苦情等は下記窓口まで申し出てください。

☆サービス相談窓口☆

TEL : 025-536-6622 ・ FAX : 025-536-6625

受付時間：月～金曜日 8時30分～17時30分

担当者：支援相談員 渡邊 純子 リハビリ・在宅サービス課課長 小山 智彦

* ご不明な点は何でもお尋ねください。

☆サービス内容に関する苦情は☆

当事業所以外に、「市区の相談・苦情窓口」・「新潟県国民保健団体連合会」等に苦情を伝える事が出来ます。

上越市役所高齢者支援課 TEL : 025-526-5111

柏崎市役所介護高齢課 TEL : 0257-21-2228

新潟県国民健康保険団体連合会 TEL : 025-285-3022

要望や苦情などは、相談窓口にお寄せいただければ、速やかに対応いたしますが、面会簿記入台横に備えつけられた「ご意見箱」をご利用いただき、管理者に直接お申し出いただくこともできます。

8. その他

当事業所についての詳細は、パンフレットを用意してありますので、ご請求ください。

9. 利用料金（通所リハビリテーション）

（1）通所リハビリテーション（介護保険制度分）

■基本料金（利用者負担の割合：1割）

※利用者負担の割合が2割・3割の方はそれぞれ2倍・3倍となります。

1日につき	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1～2時間	369円/日	398円/日	429円/日	458円/日	491円/日
2～3時間	383円/日	439円/日	498円/日	555円/日	612円/日
3～4時間	486円/日	565円/日	643円/日	743円/日	842円/日
4～5時間	553円/日	642円/日	730円/日	844円/日	957円/日
5～6時間	622円/日	738円/日	852円/日	987円/日	1,120円/日
6～7時間	715円/日	850円/日	981円/日	1,137円/日	1,290円/日
7～8時間	762円/日	903円/日	1,046円/日	1,215円/日	1,379円/日

通常のご利用では6～7時間の基本料金となります。事情により利用時間が変わる場合は、基本料金の変更があります。

■加算料金（利用者負担の割合：1割）

※利用者負担の割合が2割・3割の方はそれぞれ2倍・3倍となります。

リハビリテーション提供体制加算		24円/日	リハビリテーション専門職の体制が、基準を満たしている場合。	
リハビリテーションマネジメント加算	イ	560円/月	6ヶ月以内	定期的にリハビリテーション会議を開催し、利用者の状態の変化に応じて、リハビリテーション計画書の見直しを行った場合に算定。
		240円/月	6ヶ月超	
	ロ	593円/月	6ヶ月以内	イの要件に加え、利用者のリハビリテーション計画書の情報を厚生労働省に提出した場合に算定。
		273円/月	6ヶ月超	
	ハ	793円/月	6ヶ月以内	ロの要件に加え、多職種が共同して栄養アセスメント及び口腔アセスメントを行っていた場合に算定。
		473円/月	6ヶ月超	
		270円/月	事業所の医師が利用者又はその家族に説明し、利用者の同意を得た場合に算定。	
短期集中個別リハビリテーション実施加算		110円/日	退院・退所後から起算して3月以内の期間に個別リハビリテーションを集中的に行なった場合。	
認知症短期集中リハビリテーション実施加算	I	240円/日	認知症の診断を受けた利用者に対し、理学療法士等が、集中的なリハビリテーションを個別に実施した場合に算定。	
	II	1,920円/月	認知症の診断を受けた利用者に対し、理学療法士等が、集中的なリハビリテーションを個別または集団で実施した場合に算定。	
生活行為向上リハビリテーション実施加算		1,250円/月	開始から6ヶ月以内	生活行為の充実を図るための目標を踏まえたリハビリテーションの実施・計画・定期的な会議を開催。リハビリテーションマネジメント加算イ・ロ・ハのいずれかを算定していること。

口腔機能向上加算（Ⅰ）		150円/回	口腔機能の評価、計画の作成、サービスの提供を行った場合に算定。
口腔機能向上加算（Ⅱ）	イ	155円/回	口腔機能向上加算（Ⅰ）に加えてリハビリテーションマネジメント加算（ハ）を算定している場合。
	ロ	160円/回	口腔機能向上加算（Ⅰ）の情報のデータを厚生労働省に提出している場合に算定。
退院時共同指導加算		600円/回	医療機関の退院前カンファレンスに参加し、理学療法士等が共同指導を行った場合に算定。
入浴介助加算		40円/日	一般浴、特殊浴で入浴サービスを実施した場合。
若年性認知症受入加算		60円/日	若年性認知症者を受け入れ、本人やその家族の希望を踏まえた介護サービスを提供することについて評価した場合。
事業所送迎減算		47円/片道 減算	ご利用時、当施設での送迎を行わない場合に片道に付き減算とする。
栄養アセスメント加算		50円/月	管理栄養士1名の配置により多職種と共同で栄養状態をアセスメントし、結果を利用者・家族に説明。厚労省に提出し、必要な情報を活用した場合。
栄養改善加算		200円/回	栄養アセスメント加算の要件に加え、栄養ケア計画を作成、必要に応じて管理栄養士が訪問し、記録した場合。3ヶ月以内の期間に限り月2回限度。
科学的介護推進体制加算		40円/月	利用者毎の心身の状況などに係る基本的な情報を厚労省に提出し、必要な情報を活用した場合。
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）		22円/回	介護職員の総数のうち、介護福祉士が一定以上占めている場合。
重度療養管理加算		100円/日	要介護3から5であって、手厚い医療が必要な状態の利用者を受け入れた場合。※1
高齢者虐待防止措置未実施減算		-1/100 /日・回	虐待防止の措置が行われていない場合に適用される減算。
業務継続計画未実施減算		-1/100 /日・回	災害、感染症発生時に業務を継続させる計画がない場合に適用される減算。
介護職員処遇改善加算（Ⅰ）		所定単位×8.6/月	所定単位数は、基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数とし、区分支給限度基準額の算定対象から除外。

※1 下記、厚生労働大臣が定める状態であるもの（イ～リのいずれかに該当する状態）

- イ 常時頻回の喀痰吸引を実施している状態
- ロ 呼吸障害等により人工呼吸器を使用している状態
- ハ 中心静脈注射を実施している状態
- ニ 人工腎臓を実施しており、かつ、重篤な合併症を有する状態
- ホ 重篤な心機能障害、呼吸障害等により常時モニター測定を実施している状態
- ヘ 膀胱又は直腸の機能障害の程度が身体障害者障害程度等級表の4級以上であり、ストーマの処置を実施している状態
- ト 経鼻胃管や胃瘻等の経腸栄養が行われている状態
- チ 褥瘡に対する治療を実施している状態
- リ 気管切開が行われている状態

■食 費

昼 食	700円
-----	------

■その他の利用料（全額負担）

費 用		日 額	備 考
日 用 生 活 品 費		150円/日	石鹸、シャンプー、おしぼり等
教 養 娛 楽 費		100円/日	レクリエーション等で使用するもの
行 事 食		実 費	
理 美 容 費		実 費	
オムツ代金	紙オムツ	130円	原則としてご持参願いますが、不足の場合は施設のパンツ、パット等を購入して頂きます
	紙パンツ	150円	
	尿取りパット	50円	
領 収 書 再 発 行		500円	

(2) 通所リハビリテーションの中止

【利用日以前の中止】

利用開始前にお客様の都合でサービスを中止する場合は、下記のキャンセル料が掛かります（キャンセル料内訳：送迎費、食事費）。

1	利用日の8時30分までにご連絡を頂いた場合	無 料
2	利用日の8時30分までにご連絡が無かった場合	1,000円

【健康上の理由による中止】

キャンセル料につきましては下記の場合この限りではありません。

- ・風邪、病気の場合
- ・当日の健康チェックの結果、体調が悪かった場合
- ・利用中に体調が悪くなった場合
- ・他の利用者の生命又は、健康に重大な影響を与える行為があった場合

上記の場合は、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する者に対し連絡すると共に必要な措置を講じます。

(3) 支払い方法

- ・ 利用料金については、利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する者に対し、当月料金の合計額の請求書及び明細書を翌月15日までに送付通知します。利用者又は身元引受人は、連帯して、当施設に対し、当該合計額を支払うものとします。
- ・ 支払方法は、金融機関口座自動引落（地域ネットは毎月20日、全国ネットは毎月27日、金融機関が休業日の場合、翌営業日）とし、利用者又は身元引受人が選ぶことができます。
- ・ 利用料金の受領に関する領収書等については、利用料金のお支払いを受けた後に差し上げます。

10. 利用料金（介護予防通所リハビリテーション）

■基本料金（利用者負担の割合：1割）

※利用者負担の割合が2割・3割の方はそれぞれ2倍・3倍となります。

(1) 基本料金

要支援1	要支援2
2,268円/月	4,228円/月

※送迎、入浴を基本料金に含む

長期期間利用の減算（介護報酬の1割である自己負担）

要支援1	要支援2
120円/月	240円/月

※利用開始月から12ヶ月を超えた場合の減算

■加算料金（利用者負担の割合：1割）

※利用者負担の割合が2割・3割の方はそれぞれ2倍・3倍となります。

栄養アセスメント加算	50円/月	管理栄養士1名の配置により多職種と共同で栄養状態をアセスメントし、結果を利用者・家族に説明。情報を厚労省に提出し必要な情報を活用した場合。	
栄養改善加算	200円/月	栄養アセスメント加算の要件に加え、栄養ケア計画を作成、必要に応じて管理栄養士が訪問し記録した場合。3ヶ月以内、月2回を限度とする。	
口腔機能向上加算（Ⅰ）	150円/回	口腔機能改善の為の計画作成、実施、記録、評価等の一連のプロセスを実施した場合。3ヶ月以内、月2回を限度とする。	
口腔機能向上加算（Ⅱ）	160円/回	（Ⅰ）の要件に加え、情報を厚労省に提出し、必要な情報を活用した場合。3ヶ月以内、月2回を限度とする。	
一体的サービス提供加算	480円/月	栄養改善サービス及び口腔機能向上サービスを実施している場合。	
若年性認知症受入加算	240円/月	若年性認知症者を受け入れ、本人やその家族の希望を踏まえた介護サービスを提供することについての評価。	
生活行為向上リハビリテーション実施加算	562円/月	開始から6ヶ月以内 生活行為の充実を図るための目標を踏まえたリハビリテーションの実施・計画・定期的な会議を開催。	
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	要支援1	88円/月	介護職員の総数のうち、介護福祉士が一定以上占めている場合。
	要支援2	176円/月	
科学的介護推進体制加算	40円/月	利用者毎の心身の状況などに係る基本的な情報を厚労省に提出し、必要な情報を活用した場合。	
高齢者虐待防止措置未実施減算	-1/100 /日・回	虐待防止の措置が行われていない場合に適用される減算。	
業務継続計画未実施減算	-1/100 /日・回	災害、感染症発生時に業務を継続させる計画がない場合に適用される減算。	
介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	所定単位×8.6/月	所定単位数は、基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数とし、区分支給限度基準額の算定対象から除外。	

■食 費

昼 食	700円
-----	------

■その他の利用料（全額負担）

費 用		日 額	備 考
日 用 生 活 品 費		150円/日	石鹸、シャンプー、おしぼり等
教 養 娛 楽 費		100円/日	レクリエーション等で使用するもの
行 事 食		実 費	
理 美 容 費		実 費	
オムツ代金	紙オムツ	130円	原則としてご持参願いますが、不足の場合は施設のパンツ、パット等を購入して頂きます
	紙パンツ	150円	
	尿取りパット	50円	
領 収 書 再 発 行		500円	

(2) 介護予防通所リハビリテーションの中止

【利用日以前の中止】

利用開始前にお客様の都合でサービスを中止する場合は、下記のキャンセル料が掛かります（キャンセル料内訳：送迎費、食事費）。

1	利用日の8時30分までにご連絡を頂いた場合	無 料
2	利用日の8時30分までにご連絡が無かった場合	1,000円

【健康上の理由による中止】

キャンセル料につきましては下記の場合この限りではありません。

- ・風邪、病気の場合
- ・当日の健康チェックの結果、体調が悪かった場合
- ・利用中に体調が悪くなった場合
- ・他の利用者の生命又は、健康に重大な影響を与える行為があった場合

上記の場合は、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する者に対し連絡すると共に必要な措置を講じます。

(3) 支払い方法

- ・ 利用料金については、利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する者に対し、当月料金の合計額の請求書及び明細書を翌月15日までに送付通知します。利用者又は身元引受人は、連帯して、当事業所に対し、当該合計額を支払うものとします。
- ・ 支払方法は、金融機関口座自動引落（地域ネットは毎月20日、全国ネットは毎月27日、金融機関が休業日の場合、翌営業日）とし、利用者又は身元引受人が選ぶことができます。
- ・ 利用料金の受領に関する領収書等については、利用料金のお支払いを受けた後に差し上げます。

個人情報の利用目的

介護老人保健施設サンクス米山 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）では、利用者の尊厳を守り安全に配慮する施設理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

〔介護老人保健施設内部での利用目的〕

- ・当事業所が利用者等に提供する介護サービス
- ・介護保険事務
- ・介護サービスの利用者に係る当事業所の管理運営業務のうち
 - －入退所等の管理
 - －会計・経理
 - －事故等の報告
 - －当該利用者の介護・医療サービスの向上

〔他の事業者等への情報提供を伴う利用目的〕

- ・当事業所が利用者等に提供する介護サービスのうち
 - －利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
 - －利用者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
 - －検体検査業務の委託その他の業務委託
 - －家族等への心身の状況説明
- ・介護保険事務のうち
 - －保険事務の委託
 - －審査支払機関へのレセプトの提出
 - －審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ・損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

【上記以外の利用目的】

〔当事業所の内部での利用に係る利用目的〕

- ・当事業所の管理運営業務のうち
 - －医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
 - －当事業所において行われる学生の実習への協力
 - －当事業所において行われる事例研究

〔他の事業者等への情報提供に係る利用目的〕

- ・当事業所の管理運営業務のうち
 - －外部監査機関への情報提供

情報開示の確認について

本契約書第9条（守秘義務及び個人情報の保護）の条文を遵守する事が基本であります。当事業所ではご利用者が日常生活で行っているレクリエーションや行事活動への参加の様子を現在スナップ写真等で施設ユニット内に掲示や発表を行って、皆様より楽しんでいただいております。

当事業所は広報活動としてホームページの開設や広報誌の発行を行っておりますが、今後も施設の紹介やサービス情報を積極的に開示し取り組んで参りたいと考えております。

つきましては、今後ご利用者のスナップ写真や氏名（文字）をホームページ並びに広報誌の中に掲載をさせていただく事もあるかと思いますが、ご利用者並びにご家族の意向やご事情もありますので、ご利用者の情報（人物や氏名）を開示する事の同意の有無を確認させていただきたいと思っております。

記

1. 同意する
2. 同意しない

※ 上記確認のサイン「○印にて」をお願い致します。

利用者氏名
(兼身元引受人)⑩

契約解除申請書

(通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション)

社会福祉法人 みんなでいきる
介護老人保健施設 サンクス米山
施設長 竹山 茂 殿

令和 年 月 日をもって契約の解除を申請致します。

申請年月日 令和 年 月 日

利用者氏名^印

介護老人保健施設 サンクス米山

通所リハビリテーション利用契約書

介護予防通所リハビリテーション利用契約書

介護老人保健施設サンクス米山の通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）を利用するにあたり、介護老人保健施設通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）利用契約書及び〈別紙〉重要事項説明書を受領し、これらの内容に関して、担当者による説明を受け、これらを十分に理解した上で契約を結びます。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し利用者及び当事業所が署名捺印の上、それぞれ1通ずつ保有するものとします。

契約締結日 令和 年 月 日

<事業者>

住 所：新潟県上越市柿崎区上下浜219番地5

事業者名：社会福祉法人 みんなでいきる

介護老人保健施設 サンクス米山

電 話：025-536-6622

代表者名：施設長 竹山 茂 ⑩

説 明 者：.....⑩

<利用者>

住 所：.....

氏 名：.....⑩

<身元引受人>

住 所：.....

氏 名：.....⑩